

尾鷲市土砂等の埋立て等の規制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、土砂等の埋立て等に関する市、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂等の埋立て等の適正化を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物、次号で定める改良土並びに第3号で定める再生土をいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物又は土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第16条第1項に規定する汚染土壌を除く。
- (2) 改良土 土砂にセメント、石灰その他の改良材を混合し安定処理をした物をいう。
- (3) 再生土 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物（建設工事に伴って発生した汚泥その他規則で定めるものに限る。）の脱水、混練その他規則で定める処理により生じた物であって、土砂と同様の形状を有するものをいう。
- (4) 埋立て等 土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をいう。
- (5) 埋立て等区域 土砂等の埋立て等を行う土地の区域をいう。
- (6) 土砂等を発生させる者 建設工事の発注者又は請負人であって、その建設工事に伴って土砂等を発生させるものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、災害の防止上及び生活環境の保全上支障が生ずるおそれのある土砂等の埋立て等が行われぬよう必要な施策を推進するものとする。

(土砂等の埋立て等を行う者の責務)

第4条 土砂等の埋立て等を行う者は、その実施に当たっては、埋立て等区域の周辺地域の住民の理解を得るよう努めなければならない。

- 2 土砂等の埋立て等を行う者は、その実施に当たっては、災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置を講ずる責務を有する。

(土砂等を発生させる者の責務)

第5条 土砂等を発生させる者は、その事業活動に伴って土砂等が発生する場合は、その発生を抑制し、当該発生した土砂等の有効な利用の促進に努めるとともに、当該土砂等の不適正な埋立て等が行われることのないよう適正な処理に努めなければならない。

(土地の所有者の責務)

第6条 土地の所有者は、その所有する土地において不適正な土砂等の埋立て等が行われることのないよう適正な管理に努めなければならない。

(土砂基準)

第7条 埋立て等に使用される土砂等が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準(以下「土砂基準」という。)は、環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第1項に規定する土壌の汚染に係る環境基準に準じて規則で定める。

(土砂等の埋立て等の許可)

第8条 土砂等の埋立て等を行おうとする者は、埋立て等区域ごとに、あらかじめ市長の許可(以下「埋立て等許可」という。)を受けなければならない。ただし、次に掲げる土砂等の埋立て等については、この限りでない。

- (1) 埋立て等区域の面積が1,000平方メートル未満又は3,000平方メートル以上の土砂等の埋立て等(埋立て等区域の面積が1,000平方メートル未満であっても、一団の土地の区域内に複数の埋立て等区域があるときにあっては、これらの区域の面積を合算した面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満となるものを除く。)
- (2) 土地の造成その他の事業の区域において行う土砂等の埋立て等であって当該事業の区域において採取された土砂等のみを用いて行うもの
- (3) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土砂等の埋立て等
- (4) 採石法(昭和25年法律第291号)第33条又は砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定により認可を受けた者が当該認可に基づいて採取した土砂等を販売するために一時的に当該認可に係る場所において行う土砂等の埋立て等
- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定による許可若しくは同法第9条第1項の規定による変更の許可に係る一般廃棄物の最終処分場において行う土砂等の埋立て等又は同法第15条第1項の規定による許可若しくは同法第15条の2の6第1項の規定による変更の許可に係る産業廃棄物の最終処分場において行う土砂等の埋立て等
- (6) 土壌汚染対策法第22条第1項の規定による許可又は同法第23条第1項の規定による変更の許可に係る汚染土壌処理施設において行う土砂等の埋立て等
- (7) 法令又は他の条例の規定による許可、認可その他の処分による土砂等の埋立て等であって規則で定めるもの
- (8) 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等の埋立て等
- (9) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土砂等の埋立て等

(事前協議)

第9条 埋立て等許可の申請をしようとする者(以下「申請予定者」という。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該土砂等の埋立て等

について市長と協議しなければならない。

(土地の所有者の同意)

第10条 申請予定者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等が行われる土地の所有者に対し、当該申請が第12条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第11号までに掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第4号までに掲げる事項(同条第1項第1号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。ただし、申請予定者と土地の所有者が同一であるときは、同意をしたものとみなす。

2 第15条第1項の変更許可の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。ただし、申請予定者と土地の所有者が同一であるときは、同意をしたものとみなす。

3 第25条第1項の承継の申請をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を説明し、その同意を得なければならない。

(周辺地域の住民等への周知)

第11条 申請予定者は、当該許可の申請に先立って、規則で定めるところにより、埋立て等区域の周辺地域の住民等に対し、次条第1項又は第2項の申請書(以下この項において「申請書」という。)の内容を周知させるための説明会(以下この条において「説明会」という。)を開催しなければならない。ただし、申請予定者の責めに帰することのできない事由により説明会を開催することができない場合には、規則で定めるところにより、申請書の内容を埋立て等区域の周辺地域の住民等に周知させるため当該申請書の内容を要約した書類の提供その他の必要な措置を講ずることにより、説明会の開催に代えることができる。

2 埋立て等許可の申請の内容について、災害の防止又は生活環境の保全の見地から意見を有する周辺地域の住民等は、当該説明会の開催の日から許可申請の日までの間に、当該申請予定者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

3 申請予定者は、第1項の規定による説明会の開催の状況、前項の規定により提出された意見書の概要及びその意見への対応状況その他規則で定める事項を記載した書面を作成しなければならない。

4 前3項の規定は、第15条第1項の変更許可の申請をしようとする者について準用する。

(許可の申請の手続)

第12条 埋立て等許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した

申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 土砂等の埋立て等の目的
 - (3) 埋立て等区域の位置及び規模
 - (4) 土砂等の埋立て等の施工を管理する事務所（以下「管理事務所」という。）の所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名
 - (5) 土砂等の埋立て等に供する施設の設置に関する計画
 - (6) 埋立て等に使用される土砂等の量
 - (7) 土砂等の埋立て等の期間
 - (8) 土砂等の埋立て等において、その土砂等の堆積量が最大となるとき（第14条第1項第6号において「最大堆積時」という。）並びに完了時の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状
 - (9) 埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画
 - (10) 埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために講ずる措置
 - (11) 土砂等の埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、埋立て等区域外への搬出を目的として土砂等の埋立て等が行われるものについて、埋立て等許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 前項第1号から第5号まで及び第9号から第11号までに掲げる事項
 - (2) 年間の埋立て等に使用される土砂等の搬入の予定量及び搬出の予定量
 - (3) 土砂等の埋立て等の期間
 - (4) 埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 3 前2項の申請書には、第10条第1項の同意を得たことを証する書面、前条第2項の意見書、同条第3項の書面、埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。
- 4 埋立て等許可を受けようとする者は、第1項第7号又は第2項第3号に掲げる期間について、3年を超えて申請することができない。

（隣接市町村への通知）

第13条 市長は、埋立て等許可の申請があった場合において、災害の防止上又は生活環境の保全上関係のある市町村に対し、必要に応じ、その旨を通知することができる。

（許可の基準等）

第14条 市長は、埋立て等許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、埋立て等許可をしてはならない。

(1) 申請者が次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 第26条又は第27条第1項の規定に基づく処分（許可の取消しの処分を除く。）を受けた日から5年を経過しない者（当該処分による義務を履行した者を除く。）

ウ 第27条第1項（同項第2号及び第3号に係る部分を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る尾鷲市行政手続条例（平成9年尾鷲市条例第27号）第15条第1項の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

エ 尾鷲市暴力団排除条例（平成23年尾鷲市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員のほか、同条第2号に規定する暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。）

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるるに足りる相当の理由がある者

カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからオまでのいずれかに該当するもの

キ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

ク 個人で規則で定める使用人のうちアからオまでのいずれかに該当する者のあるもの

(2) 申請者が当該申請に係る土砂等の埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに足りる資力を有しないことが明らかな者でないこと。

(3) 第10条第1項の同意を得ていること。

(4) 管理事務所所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名が明らかであること。

- (5) 土砂等の埋立て等が施工されている間、当該申請に係る埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上必要な措置が講じられていること。
 - (6) 土砂等の埋立て等において、最大堆積時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状（当該申請が第12条第2項の規定によるものである場合にあっては、埋立て等区域における土地及び土砂等の堆積の形状）並びに土砂等の埋立て等に供する施設の計画が当該申請に係る埋立て等区域外への土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める形状及び構造上の基準に適合するものであること。
 - (7) 当該申請に係る埋立て等区域外への排水の水質調査を行うために必要な措置が講じられていること。
 - (8) 第12条第1項第9号に規定する埋立て等に使用される土砂等の搬入に関する計画において、埋立て等に用いられる土砂等が土砂基準に適合していること。
 - (9) 地形、地質又は周囲の状況に応じて、生活環境の保全上必要な措置が講じられていること。
- 2 埋立て等許可の申請が法令又は他の条例の規定による許可、認可その他の処分を要する行為に係るものであって、当該行為について、当該法令又は他の条例により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上必要な措置が講じられているものとして規則で定めるものである場合には、前項第5号及び第6号の規定は、適用しない。
 - 3 埋立て等許可には、有効期間その他の土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
（変更の許可等）
- 第15条 埋立て等許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、当該許可に係る第12条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、市長の許可（以下「変更許可」という。）を受けなければならない。
- 2 変更許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 氏名、住所及び生年月日（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）
 - (2) 変更の内容及びその理由
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
 - 3 前項の申請書には、第10条第2項の同意を得たことを証する書面、第11条第4項において準用する同条第3項の書面、変更に係る埋立て等区域及びその周辺の状態を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。
 - 4 前条の規定は、変更許可について準用する。

5 許可事業者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を書面で市長に届け出なければならない。

(土地の所有者への通知)

第16条 許可事業者は、当該許可を受けた日後遅滞なく、第10条第1項の同意をした土地の所有者に、当該許可に係る申請が第12条第1項の規定によるものである場合にあつては当該許可に係る同項第1号から第11号までに掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を、同条第2項の規定によるものである場合にあつては当該許可に係る同項第1号から第4号までに掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を書面で通知しなければならない。

2 前項の場合において、許可事業者は、当該許可に第14条第3項の規定により条件が付された場合にあつては、当該許可を受けた日後遅滞なく、前項に規定する事項のほか、当該条件の内容を第10条第1項の同意をした土地の所有者に書面で通知しなければならない。

3 変更許可を受けた者は、当該変更許可を受けた日後遅滞なく、第10条第2項の同意をした土地の所有者に、当該変更許可に係る前条第2項第1号及び第2号に掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)並びに当該変更許可に前条第4項において準用する第14条第3項の規定により条件が付された場合にあつては当該条件の内容を、書面で通知しなければならない。

4 第25条第1項の承認を受けた者は、当該承認を受けた日後遅滞なく、当該承認に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第2項第1号から第3号までに掲げる事項(同項第1号の生年月日を除く。)を書面で通知しなければならない。

5 許可事業者は、前条第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、当該変更に係る埋立て等区域内の土地の所有者にその旨を通知しなければならない。

(土砂等の埋立て等の着手の届出)

第17条 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手したときは、着手した日から起算して10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(土砂等の搬入の報告)

第18条 許可事業者は、当該許可に係る埋立て等区域に土砂等を搬入しようとするときは、規則で定めるところにより、当該土砂等の発生場所及び当該土砂等の汚染のおそれがないことを確認しなければならない。

2 許可事業者は、規則で定めるところにより、前項の規定により確認した結果を市長に報告しなければならない。

(土砂等管理台帳の作成)

第19条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等に使用した土砂等の量その他の規則で定める事項を記載した土砂等管

理台帳を作成しなければならない。

(土砂等の埋立て等に使用した土砂等の量の報告)

第20条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手した日から、定期的に、前条の土砂等管理台帳の写しを添付して、当該許可に係る埋立て等に使用した土砂等の量（当該許可の申請が第12条第2項の規定によるものである場合にあっては、土砂等の搬入の量及び搬出の量）を市長に報告しなければならない。

(水質調査等)

第21条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土砂等の埋立て等を施工している間、定期的に、当該許可に係る埋立て等区域外への排水の水質調査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質調査を行うことができないと市長が認めるときは、この限りでない。

2 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域外への排水の水質調査及び埋立て等区域内の土壌の汚染状況の調査をし、その結果を市長に報告しなければならない。ただし、気象条件その他のやむを得ない事由により当該水質調査を行うことができないと市長が認めるときは、この限りでない。

3 許可事業者は、当該許可に係る埋立て等区域外への排水が規則で定める水質の基準（第26条第5項において「水質基準」という。）に適合していないこと又は土砂基準に適合していないことを確認したときは、直ちにその旨を市長に報告するとともに、その原因の調査その他当該土砂等の埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために必要な措置を講じなければならない。

(標識の掲示等)

第22条 許可事業者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る埋立て等区域であって公衆の見やすい場所に、当該許可に係る土砂等の埋立て等が施工されている間、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

2 許可事業者は、当該許可に係る埋立て等区域について、その境界を明らかにするため、境界標を設けなければならない。

(関係書類の閲覧等)

第23条 許可事業者は、管理事務所において、当該事業が施工されている間、当該許可に係る土砂等管理台帳及び土砂等の埋立て等に関してこの条例の規定により市長に提出した書類の写しを、災害の防止上又は生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

2 許可事業者は、埋立て等許可をした事業が施工されている間及び次条第2項の規定による通知（完了及び廃止に係るものに限る。）を受けた日又は当該許可の取消しの日のいずれか早い日から5年を経過する日まで、当

該許可に係る土砂等管理台帳及び土砂等の埋立て等に関してこの条例の規定により市長に提出した書類の写しを保存しなければならない。

- 3 市長は、埋立て等許可の申請があったときは、遅滞なく、次条第1項の規定による届出（完了及び廃止に係るものに限る。）があった日までの間、この条例の規定により提出された書類を一般の閲覧に供しなければならない。

（土砂等の埋立て等の完了等の届出等）

第24条 許可事業者は、当該許可に係る土砂等の埋立て等を完了し、廃止し、若しくは休止し、又は休止した土砂等の埋立て等を再開したときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、当該土砂等の埋立て等の休止をした場合であって、当該休止の期間が2月未満であるときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による届出（休止した土砂等の埋立て等を再開した場合の届出を除く。）があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土砂等の埋立て等が第14条第1項第5号から第9号まで並びに同条第2項及び第3項（第15条第4項の規定により準用する場合を含む。）の規定に係る許可の内容に適合しているかどうかについて確認し、その結果を当該届出をした者に通知するものとする。

- 3 前項の規定により、土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上及び生活環境の保全上必要な措置が講じられていない旨の通知を受けた者は、当該通知に係る必要な措置を講じなければならない。

（地位の承継）

第25条 許可事業者の相続人その他の一般承継人又は許可事業者から当該許可に係る埋立て等区域の土地の所有権その他当該許可に係る土砂等の埋立て等を行う権原を取得した者は、市長の承認を受けて、当該許可事業者が有していた当該許可に基づく地位を承継することができる。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

（1）氏名、住所及び生年月日（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び生年月日並びに主たる事務所の所在地）

（2）許可事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

（3）前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 3 前項の申請書には、第10条第3項の同意を得たことを証する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

- 4 第14条第1項（第1号から第3号までに係る部分に限る。）の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同条第1項第3号中「第10条第1項」とあるのは「第10条第3項」と読み替えるものとする。

- 5 相続人が被相続人の死亡後90日以内に第1項の承認の申請をした場合

においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又はその承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした埋立て等許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

(命令)

第26条 市長は、埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該土砂等の埋立て等について許可事業者に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。

2 市長は、第8条第1項又は第15条第1項の規定に違反して許可を受けないで土砂等の埋立て等を行った者に対し、相当の期限を定めて、当該埋立て等に使用された土砂等の全部又は一部を撤去するとともに、必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。

3 市長は、第24条第3項又は次条第2項に規定する者が土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じないときは、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

4 市長は、許可事業者に係る土砂等の埋立て等が第14条第1項第5号、第6号、第8号又は第9号に適合しないと認めるときは、当該許可を受けた者（前項の規定による命令を受けた者を除く。）に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。

5 市長は、許可事業者に係る埋立て等区域外への排水が水質基準に適合しないことを確認したときは、当該許可を受けた者に対し、その原因の調査その他当該許可に係る土砂等の埋立て等により生じ、又は生ずるおそれがあると認める生活環境の保全上の支障を除去するために、相当の期限を定めて必要な措置を講ずべきことを命じ、又は相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。

(許可の取消し等)

第27条 市長は、許可事業者が次の各号（第8号を除く。）のいずれかに該当するときは当該許可を取り消し、又は次の各号（第4号から第6号まで及び第9号を除く。）のいずれかに該当するときは相当の期間を定めて当該許可に係る土砂等の埋立て等の停止を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により埋立て等許可、変更許可又は第25条第1項の承認を受けたとき。

(2) 正当な理由なく、埋立て等許可を受けた日から起算して1年を経過した日までに当該許可に係る土砂等の埋立て等に着手しないとき。

(3) 埋立て等許可に基づき土砂等の埋立て等に着手した後、正当な理由なく、1年以上引き続き当該許可に係る土砂等の埋立て等を行わないと

き。

(4) 第14条第1項第1号ア、エ又はオに該当するに至ったとき。

(5) 第14条第1項第1号カからクまで（同号ア、エ又はオに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至ったとき。

(6) 変更許可を受けなければならない事項を変更許可を受けないで変更したとき。

(7) 第14条第3項（第15条第4項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。

(8) 第18条から第22条までの規定に違反したとき。

(9) 前条及びこの項の規定による命令に違反したとき。

2 前項の規定により埋立て等許可の取消しを受けた者は、当該取消しに係る土砂等の埋立て等に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の防止上又は生活環境の保全上必要な措置を講じなければならない。

（土砂等の埋立て等に係る土地の所有者の義務）

第28条 第10条に規定する同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂等の埋立て等が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、その施工の状況を確認しなければならない。

2 前項の同意をした土地の所有者は、同項の規定による確認の結果、埋立て等許可又は変更許可の内容（第10条に規定する同意をした場合におけるものに限る。次条第1項第1号において同じ。）と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該埋立て等を行う者に対し当該埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

3 第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る埋立て等区域の土砂の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長に通報しなければならない。

（土砂等の埋立て等に係る土地の所有者に対する勧告及び命令）

第29条 市長は、第26条（同条第2項を除く。）の規定による命令（土砂等の埋立て等の停止の命令を除く。）をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂等の埋立て等について第10条の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、当該命令に係る措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 前条第1項の規定による確認（当該確認を行うべき時期において、埋立て等許可又は変更許可の内容と明らかに異なる土砂等の埋立て等が行われていた場合のものに限る。）を怠った者

(2) 前条第2項の規定による報告を怠った者

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、当該勧告に係る措置を講じさせることが相当であ

ると認めるときは、当該勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

(土砂等搬入禁止区域の指定)

第30条 市長は、埋立て等区域（第8条に規定する埋立て等許可を受けなければならないものに限る。）及びその周辺の区域において土砂等の埋立て等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であって、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該埋立て等区域及びその周辺の区域を、6月を超えない範囲で期間を定めて、土砂等の搬入を禁止する区域（以下「土砂等搬入禁止区域」という。）として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。
- 3 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示をもって効力を生ずる。
- 4 市長は、第1項の規定による土砂等搬入禁止区域の指定の期間が満了する時点において、いまだ指定の事由がなくなっていないと認めるときは、当該指定に係る区域について、再度同項の規定により土砂等搬入禁止区域として指定することができる。
- 5 市長は、第1項の規定による指定の準備をするため必要があるときは、その必要な限度において、その職員に、他人の占有する土地に立ち入らせ、測量させ、又は調査させることができる。
- 6 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その職員に、他人の占有する土地に立ち入らせ、土砂等搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。
- 7 前2項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(土砂の搬入の禁止)

第31条 何人も、土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入してはならない。

(土砂等搬入禁止区域の解除)

第32条 市長は、土砂等搬入禁止区域の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該土砂等搬入禁止区域の指定を解除するものとする。

- 2 第30条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

(報告の徴収及び立入り等)

第33条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者又は土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者に対し、当該土砂等の埋立て等について、施行の状況その他必要な事項の報告を求めることができる。

- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者又は土砂等の埋立て等が行われ

る土地の所有者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入らせ、帳簿類その他の物件を検査させ、試験の用に供するのに必要な限度において土砂等若しくは排水を無償で収去させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査、収去及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第34条 市長は、第26条又は第27条第1項の規定による命令をしたときは、当該命令を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。

(許可等に関する意見聴取等)

第35条 市長は、埋立て等許可若しくは変更許可又は第25条第1項の承認をしようとするときは、第14条第1項第1号エからクまでのいずれかに該当する事由(同号カからクまでのいずれかに該当する事由にあっては、同号エ又はオに係るものに限る。次項において同じ。)の有無について、尾鷲警察署長の意見を聴くものとする。

2 市長は、第27条第1項の規定による処分をしようとするときは、第14条第1項第1号エからクまでのいずれかに該当する事由の有無について、尾鷲警察署長の意見を聴くことができる。

3 市長は、前2項に規定するもののほか、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

(規則への委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条、第15条第1項又は第25条第1項の規定に違反して、許可又は承認を受けずに土砂等の埋立て等を行った者

(2) 偽りその他不正の手段により、埋立て等許可、変更許可又は第25条第1項の承認を受けた者

(3) 第26条第1項から第4項までの規定による命令に違反した者

第38条 第26条第5項の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第29条第2項の規定による命令に違反した者
- (2) 第31条の規定に違反して土砂等搬入禁止区域に土砂等を搬入した者

第40条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (2) 第19条の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳を作成せず、又は同条に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者
- (3) 第20条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第21条第1項の規定に違反して、同項の水質調査を行わず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- (5) 第21条第2項の規定に違反して、同項の水質調査又は土壌の汚染状況の調査を行わず、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者
- (6) 第21条第3項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (7) 第22条第1項の規定に違反して、同項の標識を掲示しなかった者
- (8) 第22条第2項の規定に違反して、同項の境界標を設けなかった者
- (9) 第33条第1項の報告をせず、又は同項の報告について虚偽の報告をした者
- (10) 第33条第2項の規定による立入検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第15条第5項、第17条又は第24条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第23条第2項の規定に違反して、同条の土砂等管理台帳又は書類の写しを保存しなかった者
(両罰規定)

第42条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第37条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に土砂等の埋立て等を行っている者については、

この条例の公布の日から起算して1年を経過する日までの間は、第8条の規定は、適用しない。その者がその期間内に同条の許可の申請をした場合において、許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

- 3 この条例の施行の際現に法令又は他の条例の規定による許可、認可その他の処分で規則で定めるもの（以下「許可等」という。）を受けている者が行う当該許可等に係る土砂等の埋立て等については、当該許可等に係る期間が満了する日までの間は、第8条から第27条までの規定は、適用しない。